

仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱

(昭和55年4月1日 経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市農林水産業の振興のため、事業を意欲的に実施する農林漁業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農林漁業者等 農林漁業を営む者、農林漁業者がその経営の改善、技術向上等のために組織する団体、その他市長が特に認めた者及び団体
- 二 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業
- 三 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができるものは別表に掲げる農林漁業者等とし、次の要件を満たす者とする。なお、補助金交付を受けるものに対し、必要な要件を付することができる。

- 一 市税の滞納をしていないこと
 - 二 暴力団等と関係を有していないこと
- 2 前項第1号に規定する要件を満たす者とは、次の各号に該当する者とする。
- 一 申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと
 - 二 申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- 3 前項に規定する要件は、市税納付状況確認同意書（様式第1号）により、申請者の同意に基づいて、市長が市税の納税状況を調査することにより、確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。
- 4 市長は、前項に規定する書類が補助事業等の内容により必要がないと認める場合は、これを省略させることができる。
- 5 納付確認の対象となる税目は、次のとおりとする。
- 一 個人の場合にあっては、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税の種別割及び都市計画税とする。
 - 二 個人以外の場合にあっては、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業等)

第4条 この補助金の交付対象となる事業及び採択基準に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表に掲げる助成内容に基づき、市長が定める額とする。ただし、本市の予算額を上限とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市農林水産振興事業補助金交付申請書(様式第2号)により、市長に対し提出して行うものとする。なお、提出期限が必要な場合については市長が別に定める。

- 2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、次の第3号及び第4号に掲げる書類については、第2条第1号に該当する団体に限る。
 - 一 事業計画書(様式第2号の1)
 - 二 収支予算書(様式第2号の2)
 - 三 団体調書(様式第2号の3)
 - 四 会員調書(様式第2号の4)
 - 五 別表に掲げるその他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条による申請が到達してから14日以内(ただし、国費及び県費を財源とする補助金で個別の事由がある場合はこの限りではない。)に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市農林水産振興事業補助金交付決定書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 補助事業の着手は、原則として前項に規定する補助金の交付決定の通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、仙台市農林水産振興事業補助金交付決定前着手届(様式第4号)を市長に対して提出するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する書類が補助事業等の内容により必要がないと認める場合は、これを省略させることができる。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の3割以内であるもの
- 二 補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないもの
- 三 補助金の額からの減額が3割以内で、かつ、費目ごとの補助対象経費の増減が3割以

内であるもの

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市農林水産振興事業補助金変更承認申請書（様式第5号）、又は仙台市農林水産振興事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市農林水産振興事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、補助事業を行うため契約を締結する場合において、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日を経過した日までに仙台市農林水産振興事業補助金交付申請取下書（様式第8号）により行うものとする。

（状況報告）

第11条 規則第9条の2の規定による補助事業の遂行状況の報告は、必要に応じて行うものとする。

（補助事業等の遂行等の指示）

- 第12条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
 - 3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

- 第13条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市農林水産振興事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。
- 一 事業実績書（様式第9号の1）
 - 二 収支決算書（様式第9号の2）
 - 三 経理の適正を確認するための書類
 - 四 別表に掲げるその他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審

査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定による通知は、仙台市農林水産振興事業補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、仙台市農林水産振興事業補助金概算払請求書（様式第11号）により請求を受け、事業遂行上必要があると認められるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市農林水産振興事業補助金交付請求書（様式第12号）を10日以内に市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。
- 3 前2項の請求を行ったときは、書面により通知するものとする。

（財産の処分の制限等）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、財産目録を作成するとともに、財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。また、この財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸付けまたは担保に供してはならない。ただし、規則第20条ただし書きに該当する場合はこの限りでない。

- 2 前項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

(立入検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかななければならない。なお、施設整備に関する事業等は耐用年数期間に応じて保存しておかななければならない。

(その他)

第22条 国又は県の事業を導入する場合は、この要綱に定めるもののほか、国又は県の定める要綱に基づくこととする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、特に必要があると認める事項については、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月改正)

この改正は、平成2年8月14日から実施する。

附 則 (平成4年4月改正)

この改正は、平成4年4月17日から実施する。

附 則 (平成5年7月改正)

この改正は、平成5年7月1日から実施する。

附 則 (平成6年4月改正)

この改正は、平成6年4月1日から実施する。

附 則 (平成7年4月改正)

この改正は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 (平成8年4月改正)

この改正は、平成8年4月15日から実施する。

附 則 (平成8年11月改正)

この改正は、平成8年11月1日から実施する。

附 則 (平成8年12月改正)

この改正は、平成8年12月16日から実施する。

附 則 (平成9年4月改正)

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則 (平成9年11月改正)

この改正は、平成9年11月1日から実施する。

附 則 (平成10年2月改正)

この改正は、平成10年2月20日から実施する。

附 則 (平成10年4月改正)

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成10年10月改正)

この改正は、平成10年10月1日から実施する。

附 則 (平成11年4月改正)

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成11年5月改正)

この改正は、平成11年5月25日から実施する。

附 則 (平成12年4月改正)

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年10月改正)

この改正は、平成13年10月17日から実施する。

附 則 (平成13年12月改正)

この改正は、平成13年12月20日から実施する。

附 則 (平成14年4月改正)

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 (平成14年6月改正)

この改正は、平成14年6月1日から実施する。

附 則 (平成15年4月改正)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年9月改正)

この改正は、平成15年9月18日から実施する。

附 則 (平成15年10月改正)

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月改正)

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年6月改正)

この改正は、平成16年6月18日から実施する。

附 則 (平成16年8月改正)

この改正は、平成16年8月23日から実施する。

附 則 (平成17年4月改正)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成 18 年 4 月改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 4 月改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 20 年 4 月改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 21 年 4 月改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 4 月改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 4 月改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 7 月改正）

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 12 月改正）

この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月改正）

この改正は、平成 24 年 3 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 5 月改正）

この改正は、平成 24 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 6 月改正）

この改正は、平成 24 年 6 月 11 日から実施する。

附 則（平成 24 年 6 月改正）

この改正は、平成 24 年 6 月 22 日から実施する。

附 則（平成 24 年 8 月改正）

この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 10 月改正）

この改正は、平成 24 年 10 月 25 日から実施する。

附 則（平成 24 年 12 月改正）

この改正は、平成 25 年 1 月 4 日から実施する。

附 則（平成 25 年 4 月改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 7 月改正）

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年月改正）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 5 月改正）

この改正は、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 9 月改正）

この改正は、平成 26 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 2 月改正）

この改正は、平成 27 年 2 月 27 日から実施する。

附 則（平成 27 年 4 月改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 4 月改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から実施する。

附 則（平成 28 年 2 月改正）

この改正は、平成 28 年 2 月 18 日から実施する。

附 則（平成 28 年 4 月改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 12 月改正）

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 4 月改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 5 月改正）

この改正は、平成 29 年 5 月 22 日から実施する。

附 則（平成 30 年 4 月改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 5 月改正）

この改正は、平成 30 年 5 月 16 日から実施する。

附 則（平成 30 年 8 月改正）

この改正は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 4 月改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和元年 9 月改正）

この改正は、令和元年 9 月 6 日から実施する。

附 則（令和元年 11 月改正）

この改正は、令和元年 11 月 15 日から実施する。

附 則（令和 2 年 2 月改正）

この改正は、令和 2 年 2 月 25 日から実施する。

附 則（令和 2 年 4 月改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 4 月改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 4 月改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 2 日から実施する。

附 則（令和 3 年 12 月改正）

この改正は、令和 3 年 12 月 17 日から実施する。

附 則（令和 4 年 4 月改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 10 月改正）

この改正は、令和 4 年 10 月 21 日から実施する。

附 則（令和5年1月改正）

この改正は、令和5年1月1日から実施する。

附 則（令和5年4月改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和5年12月改正）

この改正は、令和5年12月25日から実施する。

附 則（令和6年4月改正）

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和6年4月改正）

この改正は、令和6年4月24日から実施する。

附 則（令和6年9月改正）

この改正は、令和6年9月1日から実施する。

附 則（令和7年4月改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和7年6月改正）

この改正は、令和7年6月15日から実施する。

附 則（令和7年6月改正）

この改正は、令和7年6月30日から実施する。

附 則（令和7年12月改正）

この改正は、令和7年12月1日から実施する。

附 則（令和8年4月改正）

この改正は、令和8年4月1日から実施する。